

○沖縄県警察の一般職員に対する被服等の貸与に関する訓令

(昭和 47 年 5 月 15 日沖縄県警察本部訓令第 24 号)

改正 昭和 48 年 8 月 16 日訓令第 21 号 昭和 48 年 8 月 20 日訓令第 22 号
昭和 53 年 12 月 22 日訓令第 22 号 昭和 55 年 2 月 5 日訓令第 4 号
昭和 60 年 1 月 7 日訓令第 1 号 平成 6 年 3 月 31 日訓令第 11 号
平成 11 年 3 月 15 日訓令第 6 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、沖縄県警察の一般職員のうち、特定の業務に従事する者の被服の制式及び貸与等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与の範囲及び服制)

第 2 条 被服その他の貸与品（以下「貸与品」という。）の貸与を受ける職種並びに貸与品の品目、員数及び貸与期間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）は、その員数を増減し、貸与期間を伸縮することができる。

2 貸与品の制式は、別表第 2 のとおりとする。ただし、音楽隊員の貸与品の制式については、別に定める。

3 返納された貸与品を再び貸与する場合は、その貸与品の損耗程度によりその貸与期間を短縮することができる。

(貸与品の使用及び保管上の注意)

第 3 条 貸与品の貸与を受けた職員（以下「被貸与者」という。）は、貸与品を勤務外においてみだりに着用してはならない。また、その取扱い及び保管についても適切な注意を払わなければならない。

(滅失、き損の場合の措置)

第 4 条 被貸与者が、貸与品を滅失し、又はき損したときは、速やかにその理由及び状況を所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、その状況を調査し、意見を付して本部長に報告しなければならない。

3 第 1 項の場合においては、再貸与することができる。ただし、その理由が被貸与者の故意又は重大な過失によるときは、被貸与者は、代価として本部長が定める額を弁償しなければならない。

(貸与品の返納)

第 5 条 被貸与者が離職し、又は休職若しくは配置換え等により貸与品の使用を必要としなくなつた場合は、所属長を経由して返納しなければならない。

2 所属長は、返納品を返納させるときは、消毒、洗濯を命ずるなど衛生上必要な措置を講じなければならない。

(台帳の備付け)

第 6 条 警務部警務課長は、被服台帳（様式第 1 号）の正本を、所属長はその副本をそれぞれ備付け、これを整理し、貸与品の貸与状況を常に明確にしなければならない。

2 被服台帳の副本は、所属の被貸与者が他の課署に配置換えを命ぜられたときは、速やかに新勤務課署に送付しなければならない。

- 3 離職、休職その他貸与品の使用を必要としなくなった者が貸与品を返納した場合は、その副本を所属課署において保管するものとする。

(着用期間)

第7条 貸与品の着用期間は、沖縄県警察官等の服制に関する訓令（昭和53年沖縄県警察本部訓令第13号）の規定を準用する。ただし、音楽隊員の貸与品の着用期間及び着用要領については、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に貸与されている貸与品は、この訓令の規定により貸与されたものとみなす。ただし、貸与品の貸与期間については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年8月16日訓令第21号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年8月20日訓令第22号）

この訓令は、昭和48年8月20日から施行する。

附 則（昭和53年12月22日訓令第22号）

この訓令は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和55年2月5日訓令第4号）

この訓令は、昭和55年2月15日から施行する。

附 則（昭和60年1月7日訓令第1号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和60年1月10日から施行する。

附 則（平成6年3月31日訓令第11号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月15日訓令第6号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

様式等省略